

札幌圏都市計画流通業務団地の変更（札幌市決定）

都市計画流通業務団地を次のように変更する。

名 称		大谷地流通業務団地					
位 置		札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター 1 ～ 7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1、2 丁目、4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目					
面 積		約 154 ha					
流通業務施設の敷地の規模	トラックターミナル		約 10 ha	備 考			
	鉄 道 の 貨 物 駅		約 21 ha				
	流 通 業 務 の 用 に 供 す る 施 設		約 85 ha		流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年 法律第 110 号）第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号の いずれかに該当する施設		
	小 計		約 116 ha				
公共施設及び公益的施設の規模	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線街路	3・1・47 札幌新道	50 m	約 770 m	
			〃	3・4・38 平 和 通	20～30 m	約 1,490 m	
			〃	3・4・80 清 田 通	47 m	約 470 m	
			〃	3・4・83 山 本 通	25 m	約 480 m	
		上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m～37mの区画道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。					
		公園及び緑地	流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園 2 ヲ所（約 0.5ha）、運動を目的とした公園 1 ヲ所（約 1.7ha）を、誘致距離を考慮して配置するとともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を 3 ヲ所（約 2.0ha）配置する。（合計約 4.2ha）				
		そ の 他 の 公 共 施 設	・顧客の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場 3 ヲ所（面積約 1.1ha、駐車台数約 320 台）を配置する。 ・一級河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 ・下水道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正に配置する。				
	公 益 的 施 設		地域密着型雪処理施設（約 0.2ha）、また、その他の利便施設として 1 ヲ所（約 0.7ha）をそれぞれ配置する。				
	小 計		約 38 ha				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合		10 分の 6 以下 （札幌市建築基準法施行細則（昭和 35 年規則第 33 号）第 3 条各号に定める敷地の内にある建築物にあっては、10 分の 7 以下）					

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

流通業務機能の維持・向上や物流施設の大型化・複合化等に対応するため、流通業務団地内に整備する流通業務施設等の敷地の位置及び規模等を変更する。

札幌圏都市計画流通業務団地 新旧対照表

旧							
名 称		大谷地流通業務団地					
位 置		札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター1～7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1、2 丁目、4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目					
面 積		約 154 ha					
流通業務施設の敷地の規模	トラックターミナル		約 10 ha	備 考			
	鉄 道 の 貨 物 駅		約 21 ha				
	流 通 業 務 の 用 に 供 す る 施 設		約 81 ha		流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号のいずれかに該当する施設		
	小 計		約 112 ha				
公共施設及び公益的施設の規模	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線街路	3・1・47 札幌新道	50 m	約 770 m	
			〃	3・4・38 平和通	20～30 m	約 1,490 m	
			〃	3・4・80 清田通	47 m	約 470 m	
			〃	3・4・83 山本通	25 m	約 480 m	
	上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m～37mの区画道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。						
	公園及び緑地	流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園 2 ヲ所（約 0.5ha）、運動を目的とした公園 1 ヲ所（約 1.7ha）を、誘致距離を考慮して配置するとともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を 3 ヲ所（約 2.0ha）配置する。（合計約 4.2ha）					
		そ の 他 の 公 共 施 設	・顧客の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場 3 ヲ所（面積約 1.1ha、駐車台数約 320 台）を配置する。 ・一級河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 ・下水道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正に配置する。				
公 益 的 施 設		流通業務施設の利便に必要な総合的施設として一体的な機能が確保されるよう、厚別川の両側に 2 ヲ所（約 4.4ha）、また、その他の利便施設として 1 ヲ所（約 0.7ha）をそれぞれ配置する。					
小 計		約 42 ha					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合		10 分の 6 以下 （札幌市建築基準法施行細則（昭和 35 年規則第 33 号）第 3 条各号に定める敷地の内にある建築物にあっては、10 分の 7 以下）					

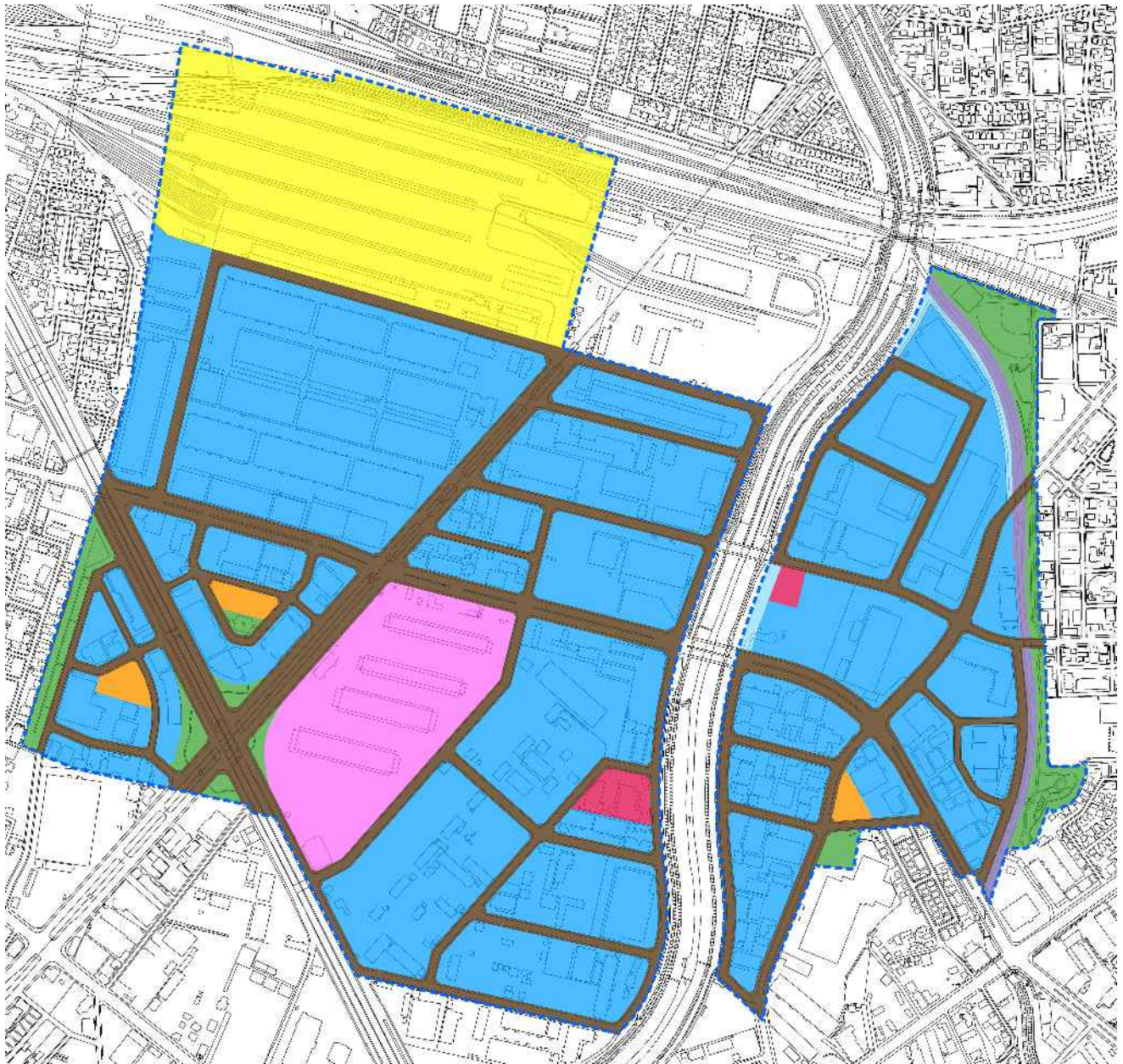
新							
名 称		大谷地流通業務団地					
位 置		札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター1～7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1、2 丁目、4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目					
面 積		約 154 ha					
流通業務施設の敷地の規模	トラックターミナル		約 10 ha		備 考		
	鉄 道 の 貨 物 駅		約 21 ha				
	流 通 業 務 の 用 に 供 す る 施 設		約 85 ha			流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号のいずれかに該当する施設	
	小 計		約 116 ha				
公共施設及び公益的施設の規模	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考
			幹線街路	3・1・47 札幌新道	50 m	約 770 m	
			〃	3・4・38 平 和 通	20～30 m	約 1,490 m	
			〃	3・4・80 清 田 通	47 m	約 470 m	
			〃	3・4・83 山 本 通	25 m	約 480 m	
		上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m～37mの区画道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。					
	公園及び緑地	流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園 2 ヲ所（約 0.5ha）、運動を目的とした公園 1 ヲ所（約 1.7ha）を、誘致距離を考慮して配置するとともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を 3 ヲ所（約 2.0ha）配置する。（合計約 4.2ha）					
		そ の 他 の 公 共 施 設	・顧客の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場 3 ヲ所（面積約 1.1ha、駐車台数約 320 台）を配置する。 ・一級河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 ・下水道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正に配置する。				
公 益 的 施 設		地域密着型雪処理施設（約 0.2ha）、また、その他の利便施設として 1 ヲ所（約 0.7ha）をそれぞれ配置する。					
小 計		約 38 ha					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合		10 分の 6 以下 （札幌市建築基準法施行細則（昭和 35 年規則第 33 号）第 3 条各号に定める敷地の内にある建築物にあっては、10 分の 7 以下）					

札幌圏都市計画流通業務団地 変更箇所位置図



流通業務団地 計画図

S=1/10,000



凡 例



流通業務団地



トラックターミナル



鉄道の貨物駅



流通業務の用に供する施設



公益的施設



公共施設(道路)



公共施設(公園・緑地)



公共施設(駐車場)



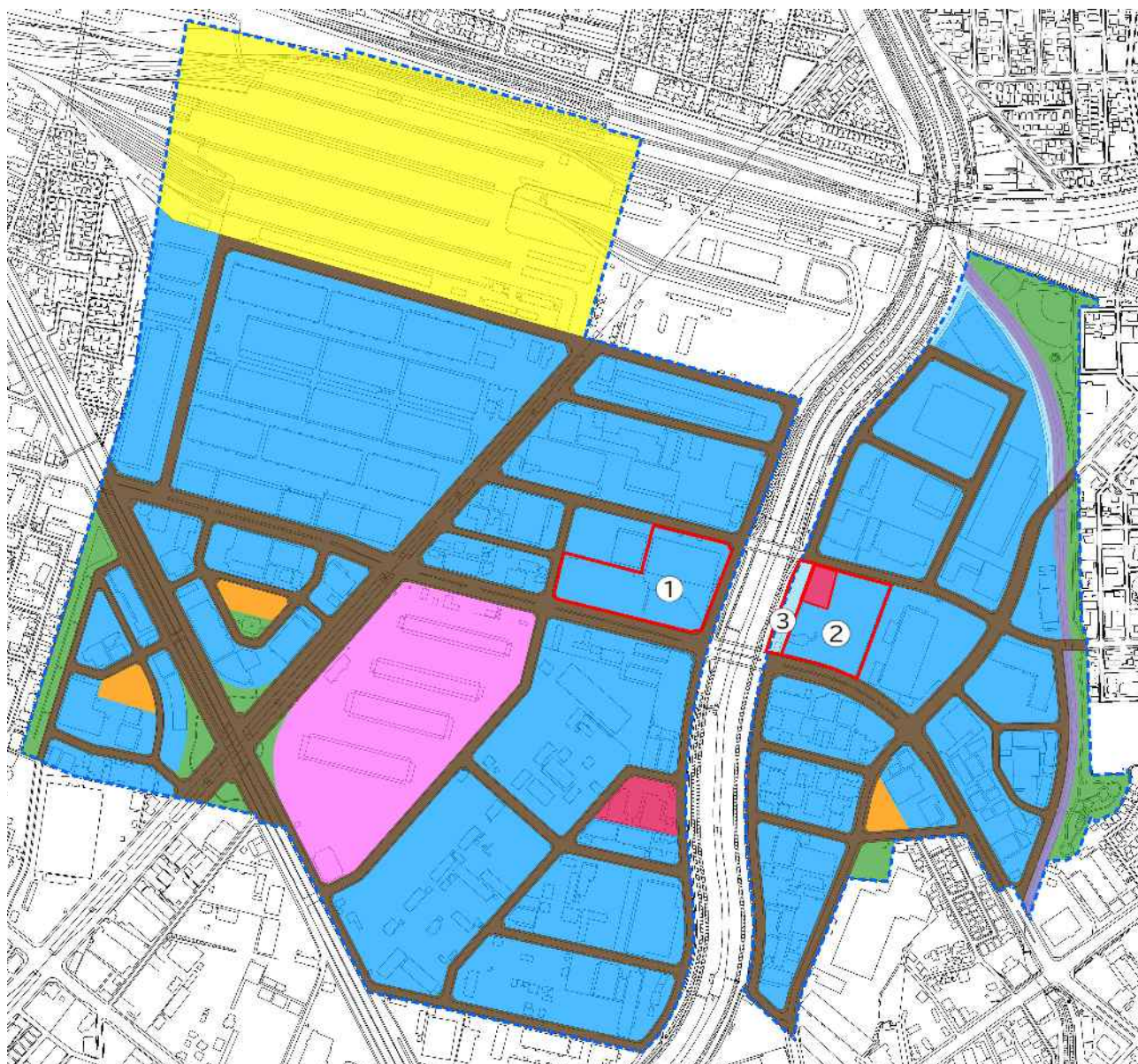
公共施設(河川)



公共施設(下水道)

流通業務団地 新旧対照図

S=1/10,000



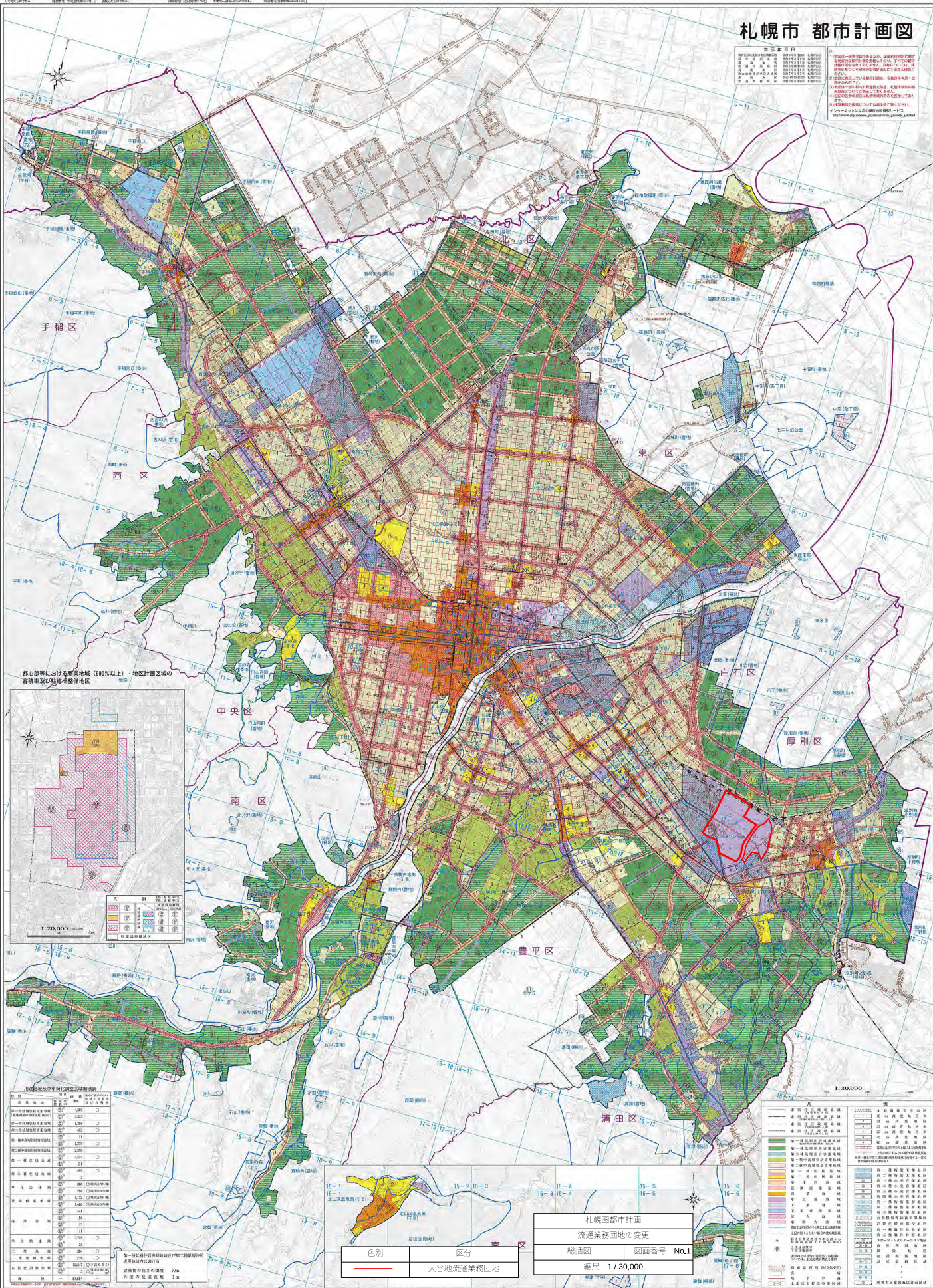
No.	変更前	変更後
①	公益的施設	流通業務の用に供する施設
②	公益的施設	流通業務の用に供する施設
③	公益的施設	公共施設(下水道)

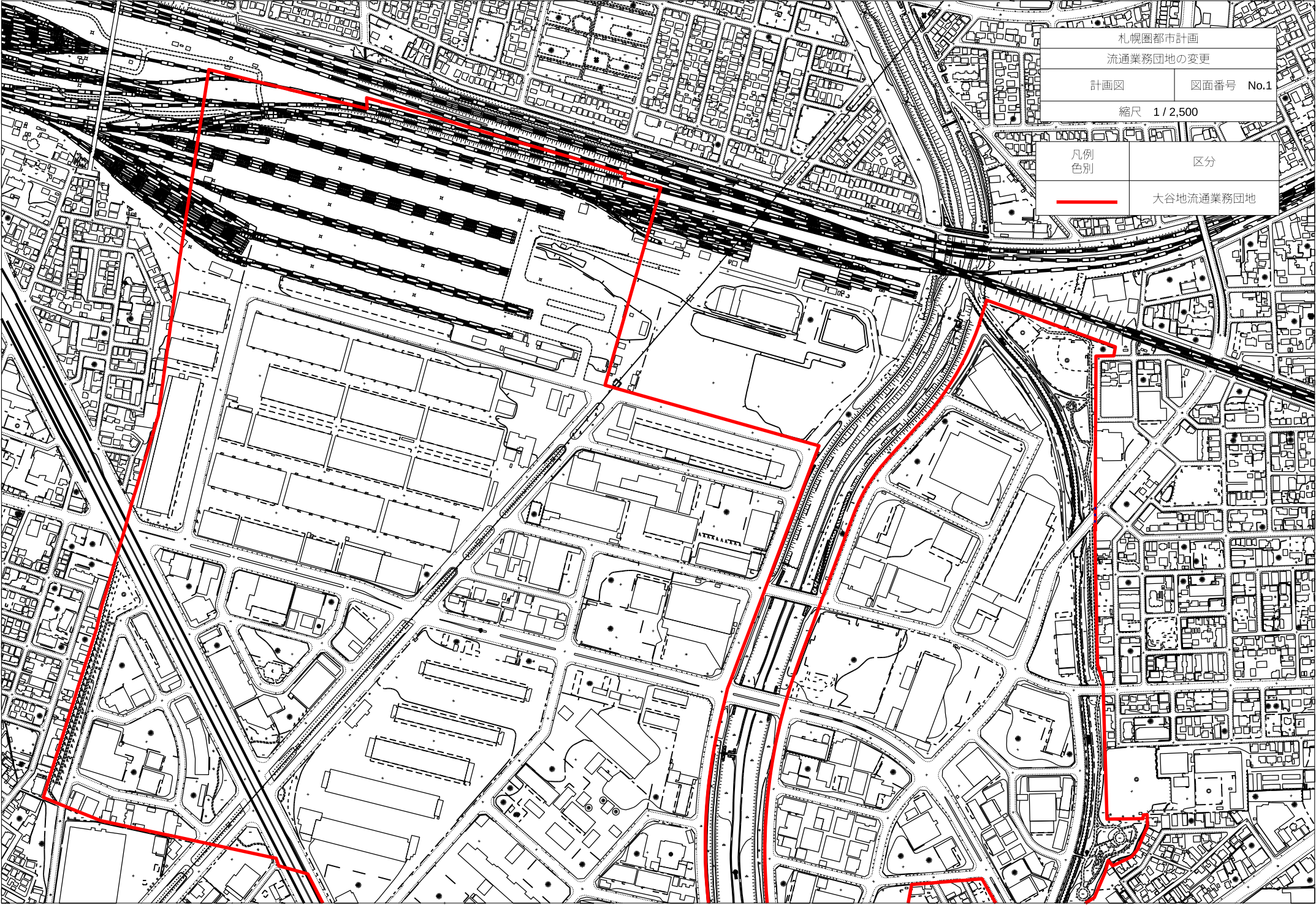
凡例	変更区域	流通業務団地
トラックターミナル	公益的施設	公共施設(駐車場)
鉄道の貨物駅	公共施設(道路)	公共施設(河川)
流通業務の用に供する施設	公共施設(公園、緑地)	公共施設(下水道)

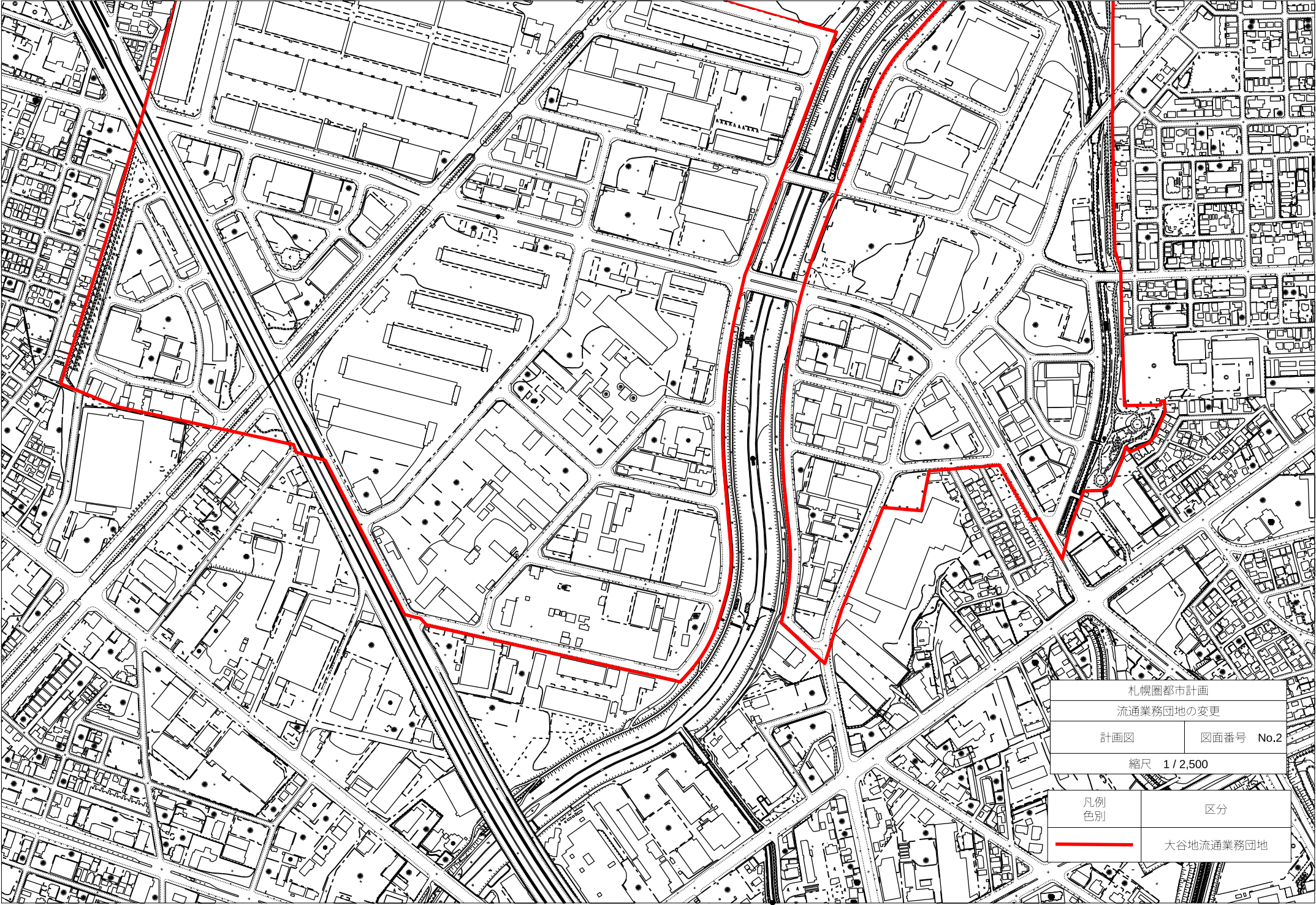
1. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。
2. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。
3. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。

札幌市 都市計画図

1. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。
2. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。
3. 本図は、札幌市都市計画部が、札幌市都市計画条例に基づき、札幌市都市計画区域内の土地利用の規制を定めるための図である。







札幌圏都市計画	
流通業務団地の変更	
計画図	図面番号 No.2
縮尺 1/2,500	

凡例 色別	区分
	大谷地流通業務団地